



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表

平成29年3月30日

担	島根労働局雇用環境・均等室 室長 周藤 明美
	雇用環境改善・均等推進監理官 竹谷 一彦
当	Tel 0852-31-1161

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します

島根労働局（局長 ^{あさの}浅野 ^{しげみつ}茂充）では、島根県内の大学生等を対象に、学生アルバイトの労働条件の確保及び適切な労務管理に向けた取組を目的としたキャンペーンを実施します。

1 キャンペーン期間

平成29年4月1日から7月31日まで

2 重点事項

学生アルバイトの労働条件を確保する上で、使用者及び学生アルバイト等に対し、重点的に呼びかける事項を以下のとおりとします。

- ①労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- ②学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
- ③学生アルバイトの労働時間の適正な把握
- ④学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤学生アルバイトの労働契約の不履行に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 主な取組内容

（1）ポスター、リーフレットの配布

ポスター、リーフレットを、大学等のほか、使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等へ配布するほか、監督指導の際に適宜事業主等へ配布します。

なお、松江市内の小規模飲食店に対しては、労働局から直接、リーフレットを送付します。

（2）周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨について、地方公共団体や関係機関等の各種広報誌の活用、ホームページ掲載等を通じて周知を行います。

（3）大学等への出張相談等

県内の大学等を中心に、労働局による学生向けの出張相談会を実施します。また、大学等からの依頼により労働法制に関する講師派遣等を行います。

(4) 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応します。

参 考

1 学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。島根労働局では、学生アルバイトの労働条件確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持ってさえいれば避けられるものも少なくありません。そこで、特に多くの新入学生がアルバイトを始めるこの時期にキャンペーンを実施します。

2 島根県内の総合労働相談コーナー

○島根労働局総合労働相談コーナー TEL 0852-20-7009

○松江総合労働相談コーナー（松江労働基準監督署内）TEL 0852-31-1116

○出雲総合労働相談コーナー（出雲労働基準監督署内）TEL 0853-21-1240

○浜田総合労働相談コーナー（浜田労働基準監督署内）TEL 0855-22-1840

○益田総合労働相談コーナー（松江労働基準監督署内）TEL 0856-22-2351

3 添付資料

ポスター 「アルバイトのトラブル こんな事で困っていませんか？」

リーフレット1 「君は何問できるか？ ～就職・アルバイトを始める前に知っておきたい！労働法クイズ～」

リーフレット2 「事業主のみなさんへ「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！」

リーフレット3 「学生のみなさんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」

学生・生徒の皆さんへ



アルバイトの
労働条件を確かめよう!



アルバイトのトラブル こんな事で困っていませんか?

お店が忙しくて
休憩がもらえません



学校のテストがある日も
シフトを入れられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取れって言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!! と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索

確かめよう労働条件

検索

URL : <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



電話で相談
労働条件相談ほっとライン

0120-811-610

はい！ いろいろどう

月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時

君は何問正解できるか?

アルバイト代関係	① 街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてもしょうがないと思っています。 ○か×か。
	② 店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短し、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。
	③ 工作中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよね。 ○か×か。
	④ アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。
	⑤ アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないんですよね。 ○か×か。
時間関係	⑥ 週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですよね。 ○か×か。
	⑦ 「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なのですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですよね。 ○か×か。
	⑧ 高校1年生(16歳)です。店長から「今日は忙しいから閉店時間(午後11時)まで働いて欲しい。」と言われました。お店が困っているんだから、働いていいですよね。 ○か×か。
退職・解雇関係	⑨ 余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代替りの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代替りがいないとお店は困るかもしれないので、自分で代替りを見付けてから辞めるしかないですよね。 ○か×か。
その他	⑩ 仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。 ○か×か。

夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
は い ! ろ う ど う
 **0120-811-610**
 月～金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時

確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
 キャラクター「たしかめたん」

相談準備シート

相談日時：平成 年 月 日 時～

◆相談者	氏名 (歳)
◆相談したい仕事について	勤め先の名称 場所 仕事の内容 給料など 働く時間
◆どんなことが起きたのか？ コツ ・一つの文には書く事柄を一つにしておく ・ここでは「事実」を書く。自分の感情や思い、希望ではない(主観と客観を分ける) ・事実をありのままに(自分に不利なことでも嘘は厳禁)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
◆問題を整理してみる	① 誰が困っているのか ② ①の人がどう困っているのか(例：お金に関する事、働く時間、セクハラ、等) ③ ①の困り事に関係している他の人は誰か ④ ①の人が今回一番困っているのはどの点か(2つあってもよい) ⑤ 結局どうしたいのか(どうしてあげたいか)
◆持参できそうな資料 (相談する相手に理解してもらうために使えそうな情報) ※資料が無くても相談することは可能です	例) タイムカードのコピー、シフト表、給料明細、店長が話した音声・メモ、メール・SNSメッセージなど

おもて面 (労働法クイズ)の答え

① ×	② ○	③ ×	④ ○	⑤ ×
⑥ ×	⑦ ○	⑧ ×	⑨ ×	⑩ ×

ネットで検索

確かめよう労働条件 検索

URL : <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

※クイズの解説も掲載しています。

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

実施期間：平成29年4月～7月

重点事項

- Point 1** アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
- Point 2** 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- Point 3** アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- Point 4** アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- Point 5** アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日：午前10時～午後5時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

- Point 1** アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- Point 2** バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- Point 3** アルバイトでも、残業手当があります
- Point 4** アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- Point 5** アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- Point 6** アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- Point 7** 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう
0120-811-610 月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時

確かめよう！
労働条件。





アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

働き始めてから、「最初に聞いた話と違っていた」ということにならないように、会社から契約書など書面をもらい、労働条件をしっかりと確認しましょう。特に次の6項目については必ず確認しましょう。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

労働基準法では、バイト代などの賃金について「賃金の支払いの5原則」というルールがあります。バイト代は、①通貨で、②全額を、③労働者に直接、④毎月1回以上、⑤一定の期日に支払われなければなりません。また、バイト代などの賃金は都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。

【減給にも制限があります】

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことを理由に、就業規則に基づいて、制裁として、本来受けるべき賃金の一部が減額されることがあります（これを減給といいます。）。しかし、事業主（会社）は規律違反をした労働者に対して無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。



アルバイトでも、残業手当があります

労働基準法では、法定労働時間を超えて残業をさせる場合、事業主はあらかじめ、労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、残業に対しては、割増賃金（残業手当）を次のように支払うよう定めています。

- ① 1日8時間または週40時間を超えた場合は、通常の賃金の25%以上の割増賃金 ※
- ② 1か月に60時間を超える①の残業の割増率は50%（ただし、中小企業は猶予）

また、午後10時から午前5時までに働いた場合は25%以上の割増賃金（深夜手当）が支払われます。

※ 労働者10人未満の商業、接客娯楽業等は週44時間



アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます

年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも、賃金がもらえる休暇のことで、いわゆる「有休」や「年休」のことです。年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの働き方に関係なく、次の条件を満たす場合、取ることができます。

- ・ 週1日以上または年間48日以上勤務をする方で、
- ・ 雇われた日から6か月以上継続勤務し、
- ・ 決められた労働日数の8割以上出勤した方



アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、また、1日だけの短期のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事が原因の病気やけが、通勤途中の事故で病院に行くときは、健康保険を使えません。病院で受診するときに、窓口で労災保険を使うことを申し出てください。原則として治療費は無料となります。また、仕事が原因のけがなどで仕事を休み、バイト代をもらえない場合は、休業補償制度があります。



アルバイトでも、会社の都合で自由に解雇することはできません

アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。解雇は、会社がいつでも自由に行えるというのではなく、社会の常識に照らして納得が得られる理由が必要なのです。



困ったときには、総合労働コーナーに相談を

アルバイトをして労働条件など、労働関係で困った場合は、全国の労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」にご相談ください。相談は無料です。

また、夜間・土日の相談は、「労働条件相談ほっとライン」0120-811-610を活用してください。